

藤枝市プロスポーツの試合観戦者宿泊費等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の会場で行われるプロスポーツの試合観戦者の増加及び来訪者による市内周遊並びに市内での観光消費の拡大を図るため、来訪者又は旅行者に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 来訪者 市内の会場で行われるプロスポーツの試合を観戦し、かつ当該観戦に際して宿泊施設に宿泊した者をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を行う市内の施設をいう。
- (3) 宿泊費 当該試合観戦に伴う市内滞在期間における、市内宿泊施設の宿泊料をいう。ただし、当該試合観戦の前日より宿泊したもの及び当日に宿泊したものに限る。
- (4) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けた事業者をいう。
- (5) 旅行・観光費用 当該試合観戦に伴う市内滞在期間における、市内で行われる消費活動に要する費用をいう。ただし宿泊費及び別表1に定める物品等の購入並びに支払い費用を除く。

(助成対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、来訪者による宿泊費及び旅行・観光費用とする。

2 一棟又は一部屋あたりに設定された宿泊費については、当該宿泊費を有料宿泊者数で割った金額を来訪者一人当たりの助成対象経費とする。

(助成金額等)

第4条 助成金の額は、別表2に定める。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を宿泊日の翌日から起算して14日以内に市長に提出する

ものとする。

- (1) 観戦入場券等
- (2) 当該試合の観戦を証明する写真(大型映像装置に掲出された選手一覧等)
又は旅行業者が申請する場合にあっては確定書面
- (3) 宿泊費に係る領収書(写し)
- (4) 旅行・観光消費を裏付ける領収書(写し、明細入り)
- (5) 請求書(第2号様式)

2 市長は、前項の規定による申請について、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、当該申請者に対し、助成金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条に基づく申請書等の内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、助成対象者が指定する口座に助成金を速やかに振り込むものとする。

2 市長は、前項による審査の結果、内容が不相当である場合は、助成対象者に不交付決定(第3号様式)を通知するものとする。

3 市長は、前条の関係書類に不備がある場合は、助成対象者に関係書類の補正を命じることができるものとする。

(申請の特例)

第7条 第5条第1項の規定による申請は、電子情報処理組織(藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年藤枝市条例第22号)第3条に規定するものをいう。)の使用をもって代えることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市プロスポーツの試合観戦者宿泊費助成金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用

することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市プロスポーツの試合観戦者宿泊費助成金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表1 (第2条関係)

宿泊施設で販売されるもの	ルームサービス 等
試合会場で販売されるもの	応援グッズ、飲食（スタジアムグルメやアリーナグルメ等） 等
換金性の高いもの	金券（ビール券、お米券、図書券、旅行券、切手、収入印紙等）、プリペイドカード、電子マネーのチャージ、金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）等
行政機関等への支払	公租公課、社会保険料、宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの） 等
日常生活における継続的な支払	電気・ガス・上下水道・電話料金等、NHK放送受信料、不動産賃料、保険料 等
その他	債務の弁済、各種サービスのキャンセル料、電子商取引、寄附、献金、寄進、公序良俗に反するもの、社会通念上不相当とされるもの 等

別表 2 (4 条関係)

宿泊費に対する 1 泊当たりの助成額	旅行・観光費用に対する助成額
<p>来訪者による宿泊日ごとの宿泊費の 2 分の 1 と 1,000 円のいずれか少ない額 (1,000 円未満の端数があるときにはこれを切り捨てた額)</p>	<p>来訪者による旅行・観光費用と延べ宿泊数に 1,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額 (1,000 円未満の端数があるときにはこれを切り捨てた額)</p>

(表面)

第1号様式(第5条関係)

藤枝市プロスポーツの試合観戦者宿泊費等助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 藤枝市長

住所

申請者氏名

電話番号

メールアドレス

裏面の誓約・同意事項に同意の上、関係書類を添えて、藤枝市プロスポーツの試合観戦者宿泊費等助成金交付を申請します。

観戦試合	対		
観戦日	年 月 日	観戦会場	
宿泊日	年 月 日	宿泊施設	
宿泊費	金 円		
旅行・観光費用	金 円		
助成申請額	金 円		

宿泊者	氏名	続柄	生年月日
申請者		本人	年 月 日
世帯員			

(添付書類)観戦入場券等、当該試合の観戦を証明する写真(大型映像装置に掲出された選手一覧等)又は旅行業者が申請する場合にあっては確定書面、宿泊費の領収書(写し)、旅行・観光費用の領収書(写し)、請求書(第2号様式)

(裏面)

誓約・同意事項

- 1 申請に関する提出書類の内容は事実と相違ありません。
- 2 この誓約の内容と事実が反することが判明した場合、当該事実に関して藤枝市が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。
- 3 助成金の申請期限は、宿泊日の翌日から起算して14日以内(当日消印有効)であることを承知しています。提出書類の郵送が、申請期限を過ぎた場合、助成金の支払いが受けられないことに同意します。
- 4 不正受給が判明した場合は助成金の全額をただちに返還することに同意します。
- 5 提出書類に記載した氏名、住所、電話番号等の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)について、下記の取扱方法に同意の上、提供します。
 - (1) 藤枝市は、申請者が記入した個人情報を、藤枝市プロスポーツの試合観戦者宿泊費等助成金交付要綱に基づく助成金の申請確認及び支払い確認のために使用することとし、それ以外の目的に利用することは一切ありません。
 - (2) 藤枝市は、法令等に基づく場合を除き、申請者の同意なく第三者に個人情報を提供することは一切ありません。
- 6 藤枝市から申請書等の不備による補正を求められたにも関わらず、申請者の責に帰すべき事由で助成ができない場合には、藤枝市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

第 2 号様式（第 5 条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け第 号により助成金の交付の確定を受けた藤枝市プロスポーツの試合観戦者宿泊費等助成金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 様

住所

氏名

印

振込先金融機関

支店名

口座種別

口座番号

口座名義

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

藤枝市プロスポーツの試合観戦者宿泊費等助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市プロスポーツの試合観戦者宿泊費等助成金について、下記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

1 交付

交付決定額 円

不交付

不交付の理由

2 藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市プロスポーツの試合観戦者宿泊費等助成金交付要綱を遵守すること。